

広報

あかいけ

7

幸せのための約束、



Human Rights

それが

人権

です。

7月は同和問題啓発強調月間です

咲かせよう人権の花

嫁ぐ日

熊谷しのぶ

嫁ぐ日、母に連れられ 花嫁衣装で家々を回る。

祝いの言葉を贈られながら ふとお年寄りが私に問う
どこに嫁いでゆくのかと…

言ったならば、どう思うのだろう
知ったならば、残った家族はどうなるのだろう。

ふと思ったその瞬間
隣の母は 何でもないよ という様に
嫁ぐ部落の名を告げた。

私はこの母を誇りに思う。
私が嫁ぐあの人を誇りに思う。
だから私も胸を張った。

あれから、七年：
うつむきそうになる度に あの日の母を思い出す。

私は胸を張って生きています。

(第二十二回部落解放臨時号より抜粋)

「人権感覚を みがこう」

人は、何らかの偏見や差別意識を持っています。これは、成長とともに、知らず知らずのうちに身に付いたもので、本人にはなかなか自覚できません。

しかし、人権に関する講座などいろいろな立場の人の考えを聞き取り、意見を交換することによって、自分が持つ偏見や差別意識に気づくことができます。

部落差別に無関心でいることは、差別を許す立場にあります。自分が差別をする側に立っていないか、常に自分自身の人権感覚を問い直すことが必要です。

ぜひ、この同和問題啓発強調月間で、自らの人権感覚を見つめ直し、向上させてください。

「家庭から 人権文化を」

常に比較され、競争することだけを教えられた子どもたちは、自分より下の人をつくり出すことでしか、安心することができないといわれています。

根拠のないうわさ話や人の悪口を聞かされて育った子どもは、親も他人も信頼しなくなります。

まず、家庭生活を人権という目で見直してみる必要があるのではないのでしょうか。常に子どもを勇気づけ、支える親でありたいものです。

未来の主人公となる子ども達が、正しい人権意識を身につけるかどうかは、家庭での何気ない会話や親の行動にかかっているのです。

二十一世紀は「人権」「平和」「環境」の時代だといわれています。にも関わらず、未だに残っているのが同和問題です。特に、就職差別、結婚差別などは深刻な問題。昨年、本町で発生した「差別落書き」は、記憶に新しいところでは。

今世紀にこそ、今まで持ち越してきた部落差別問題を解決し、すべての人が幸せに生きる事ができる時代にしなければなりません。すべての人は、幸せになるために生まれてきたのですから…。

ご参加ください！ 月間中の主な取り組み

●街頭啓発歩こう会

とき 7月1日(日) 9時 役場集合
ところ 町内全域(各ブロックごとに出発)

●ふれあい体操会

とき 7月15日(日) 8時
ところ 上野小グラウンド
町民グラウンド



雨天の場合は
上野小体育館
勤労者体育館
で行います。

●啓発ポスター・標語掲示

町内7カ所の公共施設など

●県主催同和問題講演会

とき 7月11日(水) 13時
ところ 田川文化センター
内容 第1部 講演
講師：山口祝さん
第2部 人権コンサート
演奏：やじろべえ

月間中行事のお問い合わせは 町教育委員会 TEL 28-4100 まで



人権を語る夕べ

■教育面でよくなったこと
 ○ 教科書無償化の取り組みをし、小中学校の教科書代は、無償(ただ)になりました。
 ○ 一人ひとりの子どもを大切にしていこうという観点から、赤池町の四保育所では、各保育所に二名の加配保育士が配置されています。
 ○ 赤池町の小中学校には、同和教育を推進する教員が、各学校に一名。教科の授業で、児童生徒に分かりやすくするために、二人が一組になっ

て授業(チームティーチング)を行なう教員が、各学校に一名。健康保障や学力保障の取り組みをしている教師(同和加配)が、上野小学校に一名配置されています。
 このように、教員数を増やすことによって、一人ひとりの児童生徒の学力や進路を保障する取り組みをしています。
取り組みの課題
 環境改善などの実態的差別の解消については、一定の前進をみることでできたといえます。
 しかし、教育面については、保育所、小・中学校で、いじめや不登校などの対策、学力をつけるための取り組み、進路保障など、いろいろな課題が残されています。また課題が残されていますが、啓発の取り組みについては、同和教育を重要な課題としてうけとめ、地区啓発・講演会等に取り組みできましたが「同和問題に関して、いろいろな意見が出しにくい」「参加者が少ない」など、たくさんの課題が残っています。
 子どもの人権意識を高めていこうとするとき、子どもをとりまく社会(家庭・地域・学校・行政等)が問題となってきました。

赤池町同和教育・同和問題啓発推進中長期計画



計画策定の背景

同和問題の解決は一人ひとりの心にかかっています。すべての人が希望を持って生活し、差別や偏見のない人権尊重の町づくりを進める必要があります。

赤池町では、一日も早く部落差別をはじめ、一切の差別をなくすために、同和問題啓発推進協議会が中心になって、行政・学校・保育所・地域が連携しながら、啓発・研修等を行ってきました。

しかし、すべての住民に、正しい理解と認識が育っているとはいえない状況があり、差別事象を生み出している実態があります。

こうした現状をふまえ、より計画性を持って、差別や偏見のない人権尊重の町づくりのため、同和問題をはじめ一切の差別をなくすために、教育・啓発活動を進めていくことをめざして、赤池町同和教育・同和問題啓発推進中長期計画を策定しました。

今までの取り組み

■環境面でよくなったこと
 同和对策事業については、一九六九年「同和对策事業特別措置法」、一九八二年「地域改善対策特別措置法」、一九八七年「地域改善対策特定



同和对策中央研修所

事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と名称が変わりながらも、法律が引き継がれて、いろいろな事業をしてきました。

同和对策事業でなされたことは、道路や橋の整備、各保育所・同和对策中央研修所・教育集会所・隣保館等の設立、ライスセンター等の建設、上水道・下排水の整備などです。

これらのことは、赤池町でも広く住民に利用されています。
 苦しい財政事情の中で、国・県の補助を受けて、同和对策事業に係る環境改善事業が積極的に進められ、環境は大変よくなり、住民全体の生活向上に役立ってきました。



街頭啓発歩こう会

今後の取り組み

このような状況の中で、二〇〇二年三月で、特別措置法は失効になります。特別措置法がなくなった後、同和問題解決のために、赤池町では次のことに取り組みしていきます。

- ① 地域の子どもたちに、社会的立場の自覚を高める取り組みをしていきます。
- ② 子どもの各成長段階で、高い人権感覚や人権意識を育てていく自主活動をつくり、子どもに自信を持たせるようにします。
- ③ 自分の将来を自ら切り開くことができる力を育てていきます。
- ④ 保育所・小学校・中学校で子ども

もたちの職業観・労働観を育てていきます。

- ⑤ 行政職員・教職員・保育所職員の人権感覚・部落問題認識を高める研修を進めていきます。
- ⑥ 住民啓発のための講演会など、人権・部落問題解決のための啓発を進めていきます。
- ⑦ 保育所・小学校・中学校・高校・大学・地域の連携を図り、地域の各種団体活動の推進をしていきます。
- ⑧ 家庭と連携し、家庭の教育力を高めていきます。
- ⑨ 地域全体で子どもを育てていく計画を作っていきます。
- ⑩ 地域のみなさんを中心に、行政職員・教職員・保育所職員と連携して、子育てや同和問題、人権問題について話し合っていきます。

同和問題を解決していくためには、まだまだ、たくさんの課題をかかえています。今後、同和問題を町づくりのなかに位置づけ、町全体の課題として取り組んでいきます。
 みなさんの、積極的な参画とご協力をお願いいたします！
 赤池町同和問題啓発推進協議会

問い合わせ先

赤池町教育委員会 同和教育係
 TEL (28) 4100

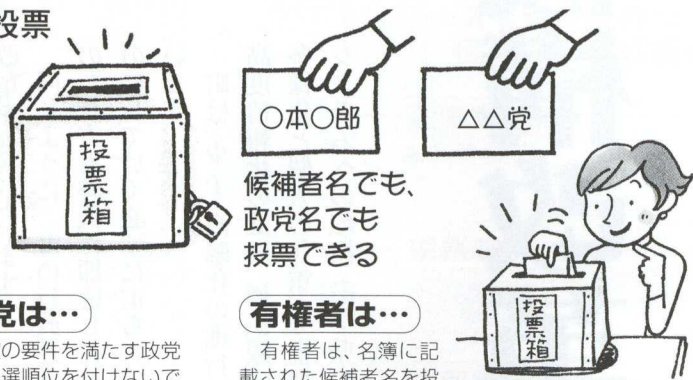
「非拘束名簿式」の選挙のしくみ

① 公示



各政党が候補者名簿を届出(当選順位はなし)

② 投票



候補者名でも、
政党名でも
投票できる

政党は…

一定の要件を満たす政党は、当選順位を付けなくて候補者名簿を届け出ます。

有権者は…

有権者は、名簿に記載された候補者名を投票用紙に記載して投票します。ただし、候補者名に代えて政党名を記載して投票することができます。

③ 開票

$$\begin{aligned} \text{〇〇党の総得票数} &= \text{〇〇党候補者個人の得票数} + \text{政党名の得票数} \\ \text{△△党の総得票数} &= \text{△△党候補者個人の得票数} + \text{政党名の得票数} \end{aligned}$$

各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、候補者ごとの得票数の順に当選人を決める

④ 結果

〇〇党 400万票	△△党 300万票
当 〇山〇太 120万票	当 △野△代 90万票
当 〇田〇江 100万票	当 △水△一 70万票
当 〇本〇郎 80万票	△木△子 50万票
〇川〇子 60万票	△中△治 30万票
政党名の投票 40万票	政党名の投票 60万票

3人当選

2人当選

当選人の決め方は…

①政党の総得票数に基づいて「ドント方式」(注)により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の総得票数は候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものとします。【注】ドント方式…比例代表選挙における当選人の決定方式。政党の得票数を1から順に整数で割り、その商の大きい順に政党に議席を与える。考案者である法学者ドント(ベルギー)の名にちなむ。

②各政党に配分された当選人の数のなかで、得票数のもっとも多い候補者から順次当選人が決まります。



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙の「めいすい」くん



	これまで	→	今後
比例代表	100人	→	96人
選挙区	152人	→	146人
総定数	252人	→	242人

●平成13年、16年の2回の通常選挙の際に5人ずつ削減されます。

定数が変わります

しくみが変わります

これまでの参議院比例代表選挙は、あらかじめ政党の側で候補者の当選順位を決めておく方法(拘束名簿式)で、有権者は政党名を記載して投票しました。これに対し、新たに導入された非拘束式名簿では、当選順位は決められていません。有権者が候補者または政党名のいずれかを記載

即日開票です

して投票するので、有権者が当選させたい候補者を選ぶことができます。

開票は投票終了後、午後9時から赤池町民会館大ホールで行います。なお、選挙に関するお問い合わせは「赤池町選挙管理委員会事務局」TEL(28)2004 内線221まで。

投票時間は
午前7時から
午後8時まで

7月29日(日)は参議院議員選挙の投票日です

参議院議員選挙は七月十二日に公示され、七月二十九日(日)の午前七時から午後八時まで投票が行われます。今回の選挙は「公職選挙法」の一部が改正され、議員定数の削減と非拘束名簿式比例代表制が適用されます。選挙の棄権は、政治に参加する権利を自ら放棄することです。投票日には、大切な一票を必ず投じましょう。

赤池町で投票できる人は

昭和56年7月30日までに生まれた人で、平成13年4月11日以前から赤池町に住民登録され、投票日まで引き続き住んでいる人です。

入場券「ハガキ」をお忘れなく

入場券は、有権者一人ひとりに「はがき」を郵送します。

その「はがき」が、入場券となりますので、大切に保管してください。投票所名は、はがきに記載されていますが、色でも区別しています。投票時には入場券の「はがき」をお忘れなように。

●町内の投票所は
▼第一投票所(ピンク色)

〔市場・赤池地区〕
赤池町民会館(大ホール右側)

▼第二投票所(白色)

〔上野地区〕
上野小学校体育館

▼第三投票所(黄色)

〔中尾地区〕
赤池町民会館(大ホール左側)

不在者投票は7月12日から

投票日に旅行や出張で投票に行けない人や、病氣・出産などで投票所まで行けない人は「不在者投票」をすることができます。

●不在者投票の受付期間は
7月12日(火)～7月28日(土)

午前8時30分～午後8時

(土曜・日曜日も投票できます)

●不在者投票の会場は
赤池町役場一階会議室です。

正面玄関から入って左側奥にあります。

平日の午後5時15分以降と土曜日
日曜日は、正面玄関を閉鎖します。
庁舎後方横の出入口からお入りください。

